

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月24日
【中間会計期間】	第44期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
【会社名】	ポケットカード株式会社
【英訳名】	POCKET CARD CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高 垣 晴 雄
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【電話番号】	(03) 3432-6140
【事務連絡者氏名】	経理部長 小堀 桂一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【電話番号】	(03) 3432-6140
【事務連絡者氏名】	経理部長 小堀 桂一郎
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期中	第43期中	第44期中	第42期	第43期
会計期間	自 2023年 3月1日 至 2023年 8月31日	自 2024年 3月1日 至 2024年 8月31日	自 2025年 3月1日 至 2025年 8月31日	自 2023年 3月1日 至 2024年 2月29日	自 2024年 3月1日 至 2025年 2月28日
営業収益 (百万円)	19,358	20,158	21,215	38,901	40,744
経常利益 (百万円)	5,939	4,933	4,154	8,328	7,732
中間(当期)純利益 (百万円)	4,102	3,407	2,901	5,744	5,344
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	14,374	14,374	14,374	14,374	14,374
発行済株式総数 (株)	560	560	560	560	560
純資産額 (百万円)	61,669	63,847	66,013	61,260	64,079
総資産額 (百万円)	296,273	315,519	332,707	302,290	322,427
1株当たり純資産額 (円)	137,044,397.37	141,882,291.46	146,696,008.52	136,134,273.65	142,399,921.93
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	9,117,445.96	7,572,317.81	6,447,981.59	12,766,045.24	11,876,107.28
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	4,558,723	3,786,159	3,223,991	6,383,023	5,938,054
自己資本比率 (%)	20.8	20.2	19.8	20.3	19.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,137	△8,373	△2,016	△8,938	△16,906
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△650	△1,139	△1,104	△1,136	△1,594
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,223	9,391	4,031	9,614	18,419
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	6,302	6,276	7,217	6,401	6,309
従業員数 (外、平均臨時 従業員数) (名)	417 (151)	412 (155)	414 (156)	404 (153)	400 (155)

- (注) 1 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3 第44期中の1株当たり配当額については、2025年11月21日開催予定の取締役会の決議事項になっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数(名)	414 (156)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員数により記載しております。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の中間会計期間の平均雇用人員数であります。
3 臨時従業員数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4 当社は金融サービス事業の単一セグメントであるため、区分記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労使関係については、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識する新たな主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の概要)

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間におけるわが国経済は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、個人消費は雇用・所得環境の改善が続く中で持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調で推移しました。先行きについては、米国の通商政策の影響、物価上昇の継続による個人消費への影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があります。

クレジットカード業界につきましては、オンラインショッピング市場での堅調な利用拡大に加え、実店舗における非接触型決済（タッチ決済）の普及も進み、カードショッピングの利用機会は一層拡大しております。一方で、カードキャッシングは、融資残高の回復ペースが緩慢な環境が続いております。

このような環境の中、当社は、①ファミリーマートとの連携強化・カード事業の再加速・後払い事業・新規事業創造を柱とする「事業の成長」②機動的なオペレーション運営・DX基盤環境整備・オペレーション品質の向上・生産性の向上を柱とした「機能の成長」③エンゲージメント向上・デジタル人材育成・次世代を担う人材育成を柱とした「人材の成長」一の3つの成長と「成長を支える経営基盤の強化」を中期的な経営方針として掲げ、取り組みを進めております。

当中間会計期間における当社の営業収益につきましては、信用購入あっせん部門は、ショッピング取扱高及びショッピングリボ・分割残高が堅調に推移したことにより、信用購入あっせん収益は186億16百万円（前年同期比6.5%増）となりました。融資部門は、キャッシング残高の減少が継続した結果、融資収益は15億20百万円（同4.8%減）となりました。

以上の結果、営業収益全体では212億15百万円（同5.2%増）となりました。

営業費用につきましては、ショッピング取扱高の拡大に伴う連動経費の増加等、各種販売管理費の増加及び、貸倒・利息返還関連費用の増加等により170億13百万円（同11.2%増）となりました。

以上の結果、営業利益42億2百万円（同13.5%減）、経常利益41億54百万円（同15.8%減）、中間純利益29億1百万円（同14.8%減）となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産、負債、純資産の状況)

① 資産の部

当中間会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて102億79百万円増加し、3,327億7百万円となりました。これは主に、割賦売掛金が89億25百万円増加したことによるものであります。

② 負債の部

当中間会計期間末における負債合計につきましては、前事業年度末に比べて83億46百万円増加し、2,666億93百万円となりました。これは主に、有利子負債が50億円増加及び買掛金が34億26百万円増加したことによるものであります。

③ 純資産の部

当中間会計期間末における純資産合計につきましては、前事業年度末に比べて19億33百万円増加し、660億13百万円となりました。これは、利益剰余金が19億33百万円増加したことによるものであります。また自己資本比率は、19.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ、9億7百万円の増加の72億17百万円となりました。

① 営業活動におけるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、20億16百万円の支出（前年同中間会計期間は83億73百万円の支出）となりました。これは主に、割賦売掛金の増加額が89億25百万円となった一方で、仕入債務の増加額が34億26百万円となったこと及び税引前中間純利益を41億54百万円計上したことによるものであります。

② 投資活動におけるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、11億4百万円の支出（前年同中間会計期間は11億39百万円の支出）となりました。これは主に、基幹システムの更改等に伴う有形固定資産の取得による支出が7億6百万円増加となったことによるものであります。

③ 財務活動におけるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、40億31百万円の収入（前年同中間会計期間は93億91百万円の収入）となりました。これは主に長期借入れによる収入が246億48百万円となった一方で、長期借入金の返済による支出が196億48百万円となったことによるものであります。

(営業実績)

(1) 部門別取扱高

部門別	前中間会計期間		当中間会計期間	
	自 2024年3月1日	至 2024年8月31日	自 2025年3月1日	至 2025年8月31日
包括信用購入あっせん(百万円)		300,567		308,137
個別信用購入あっせん(百万円)		418		219
融資(百万円)		10,498		10,361
その他(百万円)		2,599		2,873
計(百万円)		314,083		321,591

(注) 1 取扱高は、元本取扱高であります。

2 各部門別の取扱高の内容及び範囲は次のとおりであります。

包括信用購入あっせん クレジットカード等による包括的な与信に基づいたあっせん取引であり、取扱高の範囲はクレジット対象額であります。

個別信用購入あっせん クレジットカードを用いず、取引の都度当社が顧客に対する与信審査、与信判断等を行うあっせん取引であり、取扱高の範囲はクレジット対象額であります。

融資 直接会員又は顧客に金銭を貸付ける取引であり、取扱高の範囲は会員又は顧客に対する融資額であります。

その他 保険代理店業務による取引であり、取扱高の範囲は顧客の支払保険料であります。

3 取扱高には、消費税等は含めておりません(包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんを除く)。

(2) 部門別営業収益

部門別	前中間会計期間		当中間会計期間	
	自 2024年3月1日	至 2024年8月31日	自 2025年3月1日	至 2025年8月31日
包括信用購入あっせん(百万円)		17,431		18,567
個別信用購入あっせん(百万円)		52		48
融資(百万円)		1,597		1,520
その他(百万円)		1,076		1,078
計(百万円)		20,158		21,215

(3) 営業貸付金等の内訳

① 貸付金の種別残高内訳

2025年8月31日現在

貸付種別	件数(件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)	平均約定金利 (%)
消費者向					
無担保(住宅向を除く)	123,607	98.4	19,590	95.8	15.19
不動産担保(住宅向を除く)	—	—	—	—	—
住宅向	—	—	—	—	—
計	123,607	98.4	19,590	95.8	15.19
事業者向	1,949	1.6	868	4.2	13.97
計	1,949	1.6	868	4.2	13.97
合計	125,556	100.0	20,459	100.0	15.14

② 資金調達内訳

2025年8月31日現在

借入先等	残高(百万円)	平均調達金利(%)
金融機関等からの借入	152,542	0.91
その他	82,000	0.64
社債、コマーシャル・ペーパー	82,000	0.64
合計	234,542	0.82
自己資本	82,599	—
資本金・出資金	14,374	—

(注) 自己資本は、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む)の合計額を加えた額であります。

③ 業種別貸付金残高内訳

2025年8月31日現在

業種別	先数(件)	構成割合(%)	残高(百万円)	構成割合(%)
製造業	55	0.0	30	0.1
建設業	1,066	0.9	447	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—
卸売・小売業、飲食業	322	0.3	155	0.8
金融・保険業	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—
サービス業	202	0.2	97	0.5
個人	122,754	98.4	19,590	95.7
その他	288	0.2	137	0.7
合計	124,687	100.0	20,459	100.0

④ 担保別貸付金残高内訳

2025年8月31日現在

受入担保の種類	残高(百万円)	構成割合(%)
有価証券	—	—
うち株式	—	—
債権	—	—
うち預金	—	—
商品	—	—
不動産	—	—
財団	—	—
その他	—	—
計	—	—
保証	—	—
無担保	20,459	100.0
合計	20,459	100.0

⑤ 期間別貸付金残高内訳

2025年8月31日現在

期間別	件数(件)	構成割合(%)	残高(百万円)	構成割合(%)
リボルビング	118,178	94.1	19,634	96.0
1年以下	7,378	5.9	824	4.0
1年超5年以下	—	—	—	—
5年超10年以下	—	—	—	—
10年超15年以下	—	—	—	—
15年超20年以下	—	—	—	—
20年超25年以下	—	—	—	—
25年超	—	—	—	—
合計	125,556	100.0	20,459	100.0
1件当たり平均期間			—	

- (注) 1 リボルビング方式による貸付金は、期間によらず、リボルビングの欄に計上しております。
 2 1件当たり平均期間は、リボルビングが含まれるため算出しておりません。

(4) 割賦売掛金残高

部門別	前中間会計期間末 2024年8月31日現在	当中間会計期間末 2025年8月31日現在
包括信用購入あっせん(百万円)	285,272	303,108
個別信用購入あっせん(百万円)	1,078	870
計(百万円)	286,350	303,979

(5) 営業貸付金残高

部門別	前中間会計期間末 2024年8月31日現在	当中間会計期間末 2025年8月31日現在
融資(百万円)	21,771	20,459
計(百万円)	21,771	20,459

(6) クレジットカード等会員数及び利用件数

区分	前中間会計期間 自 2024年3月1日 至 2024年8月31日	当中間会計期間 自 2025年3月1日 至 2025年8月31日
クレジットカード等会員数(名)	5,235,680	4,760,839
利用件数		
包括信用購入あっせん(件)	10,689,639	10,950,544
個別信用購入あっせん(件)	213	133
消費者融資(件)	40,682	38,493
計(件)	10,730,534	10,989,170

(注) 利用件数については、2024年8月及び2025年8月における月間利用件数であります。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

当社は、親会社である伊藤忠商事(株)並びにその他の関係会社である(株)ファミリーマート、(株)三井住友フィナンシャルグループ及び(株)三井住友銀行と協力し、包括信用購入あっせん、個別信用購入あっせん、融資等の金融サービス事業、保険代理店業等を営んでおり、規模によらない独自のセグメントに強みを発揮する競争力の高い企業を目指しております。

当社の主な営業収益は、クレジットカード利用等による包括信用購入あっせん収益、融資収益、クレジットカードの年会費収入、並びに保険代理店業による手数料収入等からなっております。

また、主な営業費用は、金融費用、カード獲得・利用に伴う販売費用、貸倒関連費用、人件費等であります。

なお、文中において将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。

なお、当社の中間財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」に記載のとおり、経済環境動向、市場金利動向、法的規制等、様々なリスク要因があることを認識しております。そのため、当社は常に経営リスクの動向を注視しつつ、内部管理体制を充実させ、リスク管理体制の強化に努めてまいります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間の業績につきましては、営業収益が212億15百万円（前期比5.2%増）、営業費用が170億13百万円（同11.2%増）となった結果、営業利益は42億2百万円(同13.5%減)、経常利益は41億54百万円(同15.8%減)、中間純利益は29億1百万円(同14.8%減)となりました。

① 営業収益

信用購入あっせん部門は、ショッピング取扱高及びショッピングリボ・分割残高が堅調に推移したことにより、信用購入あっせん収益が186億16百万円（同6.5%増）となりました。

融資部門は、キャッシング残高の減少が継続した結果、融資収益は15億20百万円（同4.8%減）となりました。

また、保険サービスからの手数料収入や年会費収入などを含むその他の収益は10億78百万円（同0.2%増）となりました。

以上の結果、営業収益全体では212億15百万円（同5.2%増）となりました。

② 営業費用

営業費用につきましては、ショッピング取扱高の拡大に伴う連動経費の増加等、各種販売管理費の増加及び、貸倒・利息返還関連費用の増加を主因に170億13百万円（同11.2%増）となりました。

③ 中間純利益

当中間会計期間における税引前中間純利益は41億54百万円（同15.8%減）となりました。税効果会計適用後の法人税等負担額は12億52百万円（同17.9%減）となりました。以上の結果、中間純利益は29億1百万円（同14.8%減）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性

当社は、信用購入あっせん、融資、設備投資、各種経費の支払等に対して、流動性のある資金を必要としており、かかる資金需要に備え、資金調達の安定性強化と資金調達コストの圧縮を図るため、資金調達方法を多様化し、調達先を分散しております。

具体的には、当社の資金調達は、間接調達(金融機関調達)と直接調達(資本市場調達)で構成されています。間接調達は都市銀行、信託銀行、地方銀行等からの借入であり、直接調達は、社債及びコマーシャル・ペーパーの発行による調達であります。

なお、当中間会計期間の資金調達残高全体に対する直接調達残高の比率は35.0%となっており、同比率を、金融環境等に応じて機動的にコントロールし、最適な調達構成を目指しております。

当社は、当中間会計期間末の現金及び現金同等物、今後の営業活動によって得られるキャッシュ・フロー並びに既存の間接、直接調達による資金が、当面の営業活動を維持するのに十分な水準であると考えております。

(5) キャッシュ・フローの状況

詳細は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,240
計	2,240

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年10月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	560	560	非上場	(注) 1、2
計	560	560	—	—

(注) 1 単元株制度を採用しておりません。

2 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第7条において定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年8月31日	—	560	—	14,374	—	15,664

(5) 【大株主の状況】

2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(株)PCH	東京都港区北青山二丁目5番1号	207	46.00
(株)ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	153	34.00
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	90	20.00
計	—	450	100.00

(注) 上記のほか、自己株式110株があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 110	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 450	450	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	560	—	—
総株主の議決権	—	450	—

② 【自己株式等】

2025年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ポケットカード(株)	東京都港区芝公園一丁目1番1号	110	—	110	19.64
計	—	110	—	110	19.64

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（1999年総理府令・大蔵省令第32号）並びに、「クレジット産業に係る会計基準の標準化について」（通商産業省通達60産局291号）及び「信販会社の損益計算書における金融費用の表示について」（日本公認会計士協会信販・クレジット業部会部会長報告）の趣旨に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当中間会計期間 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,309	7,217
割賦売掛金	※2 295,054	※2 303,979
営業貸付金	※3,※4,※6 21,104	※3,※4,※6 20,459
貯蔵品	455	769
その他	※3 4,013	※3 4,794
貸倒引当金	※6 △13,579	※6 △13,886
流動資産合計	313,357	323,334
固定資産		
有形固定資産	※1 678	※1 1,390
無形固定資産	2,649	2,488
投資その他の資産		
投資その他の資産	5,756	5,509
貸倒引当金	△15	△15
投資その他の資産合計	5,741	5,494
固定資産合計	9,069	9,372
資産合計	322,427	332,707
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,244	18,670
1年内返済予定の長期借入金	31,758	21,960
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
コマーシャル・ペーパー	42,000	42,000
未払法人税等	1,372	1,160
その他の引当金	626	603
その他	※7 7,683	※7 8,185
流動負債合計	108,685	102,579
固定負債		
社債	30,000	30,000
長期借入金	115,784	130,582
退職給付引当金	819	805
利息返還損失引当金	3,058	2,726
固定負債合計	149,661	164,113
負債合計	258,347	266,693

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当中間会計期間 (2025年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,374	14,374
資本剰余金		
資本準備金	15,664	15,664
資本剰余金合計	15,664	15,664
利益剰余金		
利益準備金	509	509
その他利益剰余金		
別途積立金	24,285	24,285
繰越利益剰余金	25,630	27,563
利益剰余金合計	50,425	52,358
自己株式	△16,383	△16,383
株主資本合計	64,079	66,013
純資産合計	64,079	66,013
負債純資産合計	322,427	332,707

② 【中間損益計算書】

(単位：百万円)		
	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
営業収益		
信用購入あっせん収益	17,484	18,616
融資収益	1,597	1,520
その他の収益	1,076	1,078
営業収益合計	20,158	21,215
営業費用		
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	2,953	3,558
利息返還損失引当金繰入額	△587	△91
その他	12,401	12,617
販売費及び一般管理費合計	14,767	16,084
金融費用		
支払利息	376	667
その他の金融費用	155	260
金融費用計	531	928
営業費用合計	15,299	17,013
営業利益	4,859	4,202
営業外収益		
雑収入	85	14
営業外収益合計	85	14
営業外費用		
雑損失	10	62
営業外費用合計	10	62
経常利益	4,933	4,154
税引前中間純利益	4,933	4,154
法人税、住民税及び事業税	995	1,029
法人税等調整額	530	222
法人税等合計	1,526	1,252
中間純利益	3,407	2,901

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	14,374	15,664	15,664	509	24,285	22,810	47,605
当中間期変動額							
剰余金の配当						△820	△820
中間純利益						3,407	3,407
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	2,586	2,586
当中間期末残高	14,374	15,664	15,664	509	24,285	25,397	50,192

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△16,383	61,260	61,260
当中間期変動額			
剰余金の配当		△820	△820
中間純利益		3,407	3,407
当中間期変動額合計	-	2,586	2,586
当中間期末残高	△16,383	63,847	63,847

当中間会計期間(自 2025年 3月 1日 至 2025年 8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	14,374	15,664	15,664	509	24,285	25,630	50,425
当中間期変動額							
剰余金の配当						△968	△968
中間純利益						2,901	2,901
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	1,933	1,933
当中間期末残高	14,374	15,664	15,664	509	24,285	27,563	52,358

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△16,383	64,079	64,079
当中間期変動額			
剰余金の配当		△968	△968
中間純利益		2,901	2,901
当中間期変動額合計	-	1,933	1,933
当中間期末残高	△16,383	66,013	66,013

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	4,933	4,154
減価償却費	624	584
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△353	307
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△1,073	△332
割賦売掛金の増減額 (△は増加)	△15,595	△8,925
営業貸付金の増減額 (△は増加)	540	645
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,874	3,426
その他	1,242	△643
小計	△7,805	△783
法人税等の支払額	△568	△1,233
営業活動によるキャッシュ・フロー	△8,373	△2,016
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△58	△706
無形固定資産の取得による支出	△1,087	△391
その他	6	△6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,139	△1,104
財務活動によるキャッシュ・フロー		
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	4,000	-
長期借入れによる収入	21,198	24,648
長期借入金返済による支出	△14,986	△19,648
配当金の支払額	△820	△968
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,391	4,031
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2	△2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△124	907
現金及び現金同等物の期首残高	6,401	6,309
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 6,276	※1 7,217

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
 - ・ 其他有価証券
 - 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産
 - ・ 貯蔵品
 - 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
 - 定率法
 - ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
 - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～15年
器具備品	2～15年
- (2) 無形固定資産
 - 定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～7年）に基づく定額法によっております。
- (3) 長期前払費用
 - 定額法

3. 繰延資産の処理方法

- ・ 社債発行費
- 支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
 - 金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金
 - 役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。
- (3) 賞与引当金
 - 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。
- (4) ポイント引当金
 - カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントによる費用負担に備えるため、当中間会計期間末における費用負担見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金
 - 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ・ 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ・ 数理計算上の差異の費用処理方法
 - 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (6) 利息返還損失引当金
 - 利息制限法上の上限金利を超過して支払われた利息の返還による損失に備えるため、当中間会計期間末における損失発生見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 信用購入あっせん収益

・顧客手数料収入

包括信用購入あっせん

リボルビング払い等の利用に応じて発生する手数料であり、残債方式にて収益を認識しております。

個別信用購入あっせん

分割払い等の利用に応じて発生する手数料であり、7・8分法にて収益を認識しております。

・加盟店手数料収入

包括信用購入あっせん

顧客である加盟店との契約に基づき、役務の提供が完了し、履行義務が充足されるクレジットカード等利用時に収益を認識しております。

(2) 融資収益

キャッシング利用に応じて発生する利息であり、残債方式にて収益を認識しております。

(3) その他の収益

・カード年会費収入

顧客であるカード会員との契約に基づき、会費の期間に応じて履行義務が充足されるため、期間に応じて収益を認識しております。

・保険代理店収入

顧客である保険会社との契約に基づき、履行義務が充足される保険契約の締結媒介に基づく保険商品の販売及び付帯業務等のサービス提供時点で収益を認識しております。

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

残債方式

元本残高に対して、一定の料率で手数料を算出し、期日到来の都度手数料算出額を収益計上する方法

7・8分法

手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還日の到来する短期投資からなっております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払消費税等として、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 2025年 2月28日	当中間会計期間 2025年 8月31日
有形固定資産の減価償却累計額	1,927百万円	1,964百万円

※ 2 割賦売掛金残高は次のとおりであります。

	前事業年度 2025年 2月28日	当中間会計期間 2025年 8月31日
包括信用購入あっせん	294,020百万円	303,108百万円
個別信用購入あっせん	1,033 "	870 "
計	295,054 "	303,979 "

※ 3 営業貸付金の不良債権の状況は次のとおりであります。

区分	前事業年度 2025年 2月28日	当中間会計期間 2025年 8月31日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	480百万円	498百万円
危険債権	480 "	445 "
三月以上延滞債権	164 "	172 "
貸出条件緩和債権	902 "	866 "
正常債権 (※)	19,321 "	18,747 "
計	21,348 "	20,730 "

(※) 正常債権には未収利息(前事業年度:243百万円、当中間会計期間:271百万円)が含まれております。

不良債権の内容は次のとおりであります。

(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(危険債権)

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、上記に該当しないものであります。

(三月以上延滞債権)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸付金で、上記に該当しないものであります。

(貸出条件緩和債権)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、上記に該当しないものであります。

(正常債権)

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権であります。

※ 4 営業貸付金の貸出コミットメント

当社は、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 2025年 2月28日	当中間会計期間 2025年 8月31日
当座貸越極度額 及び貸出コミットメント総額	533,930百万円	499,031百万円
貸出実行残高	21,104 "	20,459 "
差引額	512,825 "	478,572 "

なお、同契約は融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。同契約には、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、当社は、融資の拒絶又は利用限度額を減額することができる旨の条項がつけられております。

5 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント契約

当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 2025年2月28日	当中間会計期間 2025年8月31日
当座貸越極度額 及び貸出コミットメント総額	40,000百万円	40,000百万円
借入実行残高	— //	— //
差引額	40,000 //	40,000 //

※6 貸倒引当金のうち、営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返還見積額は次のとおりであります。

	前事業年度 2025年2月28日	当中間会計期間 2025年8月31日
	916百万円	753百万円

※7 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 自 2024年3月1日 至 2024年8月31日	当中間会計期間 自 2025年3月1日 至 2025年8月31日
有形固定資産	146百万円	122百万円
無形固定資産	477 //	461 //

2 部門別取扱高は次のとおりであります。

部門別	前中間会計期間 自 2024年3月1日 至 2024年8月31日	当中間会計期間 自 2025年3月1日 至 2025年8月31日
包括信用購入あっせん	300,567百万円	308,137百万円
個別信用購入あっせん	418 //	219 //
融資	10,498 //	10,361 //
その他	2,599 //	2,873 //
計	314,083 //	321,591 //

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	560	—	—	560

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	110	—	—	110

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月27日 株主総会	普通株式	820	1,824,300	2024年2月29日	2024年5月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,703	3,786,159	2024年8月31日	2024年11月27日

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	560	—	—	560

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	110	—	—	110

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月27日 株主総会	普通株式	968	2,151,895	2025年2月28日	2025年5月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,450	3,223,991	2025年8月31日	2025年11月27日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間会計期間 自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月 31 日	当中間会計期間 自 2025年 3 月 1 日 至 2025年 8 月 31 日
現金及び預金	6,276百万円	7,217百万円
現金及び現金同等物	6,276 "	7,217 "

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間において、金額的重要性が乏しくなったため記載を省略しております。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 2 月 28 日)
1 年内	2
1 年超	—
合計	2

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年2月28日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 割賦売掛金	295,054		
貸倒引当金	△11,944		
	283,110	316,113	33,003
(2) 営業貸付金	21,104		
貸倒引当金	△1,605		
	19,499	21,931	2,431
資産計	302,610	338,044	35,434
(1) 1年内償還予定の社債及び社債	40,000	39,422	△578
(2) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	147,542	146,694	△847
負債計	187,542	186,116	△1,425

(※) 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、買掛金並びにコマーシャル・ペーパーについては、記載を省略しております。

当中間会計期間(2025年8月31日)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 割賦売掛金	303,979		
貸倒引当金	△12,406		
	291,573	325,636	34,062
(2) 営業貸付金	20,459		
貸倒引当金	△1,450		
	19,009	21,297	2,288
資産計	310,582	346,933	36,350
(1) 1年内償還予定の社債及び社債	40,000	39,475	△525
(2) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	152,542	151,483	△1,058
負債計	192,542	190,958	△1,583

(※) 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、買掛金並びにコマーシャル・ペーパーについては、記載を省略しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

区分	2025年2月28日	2025年8月31日
非上場株式(※)	114	114

(※) 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

2.金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年2月28日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2025年8月31日）

該当事項はありません。

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年2月28日）

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）割賦売掛金	—	—	316,113	316,113
（2）営業貸付金	—	—	21,931	21,931
資産計	—	—	338,044	338,044
（1）1年内償還予定の社債及び社債	—	39,422	—	39,422
（2）1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	—	—	146,694	146,694
負債計	—	39,422	146,694	186,116

当中間会計期間（2025年8月31日）

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）割賦売掛金	—	—	325,636	325,636
（2）営業貸付金	—	—	21,297	21,297
資産計	—	—	346,933	346,933
（1）1年内償還予定の社債及び社債	—	39,475	—	39,475
（2）1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	—	—	151,483	151,483
負債計	—	39,475	151,483	190,958

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

割賦売掛金及び営業貸付金

割賦売掛金及び営業貸付金は中間期末日(期末日)現在の残高について、回収に要する費用見込額を控除した元利金の見積将来キャッシュ・フローを、市場金利に債権態様別の信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値より算定しており、レベル3の時価に分類しております。なお、貸倒懸念債権等の時価については、中間貸借対照表価額(貸借対照表価額)から、回収可能性を勘案して算出した貸倒見積高を控除した金額に近似しているものと想定しており、レベル3の時価に分類しております。

1 年内償還予定の社債及び社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格を時価としており、レベル2に分類しております。

1 年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価としており、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

保有するその他有価証券は、全て非上場株式（当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は114百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は114百万円）であり、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

(資産除去債務関係)

事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、金融サービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前中間会計期間（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

（単位：百万円）

区分	顧客との契約から 生じる収益	その他の収益 (注)	合計
信用購入あっせん収益	4,014	13,470	17,484
加盟店手数料収入	4,014	0	4,014
顧客手数料収入	—	13,469	13,469
融資収益	—	1,597	1,597
その他の収益	827	249	1,076
保険代理店収入	338	—	338
カード年会費収入	273	—	273
上記以外の収入	215	249	465
営業収益	4,842	15,316	20,158

(注)主として、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引が含まれております。

当中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

（単位：百万円）

区分	顧客との契約から 生じる収益	その他の収益 (注)	合計
信用購入あっせん収益	4,083	14,533	18,616
加盟店手数料収入	4,083	0	4,083
顧客手数料収入	—	14,532	14,532
融資収益	—	1,520	1,520
その他の収益	800	278	1,078
保険代理店収入	312	—	312
カード年会費収入	251	—	251
上記以外の収入	235	278	513
営業収益	4,883	16,332	21,215

(注)主として、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引が含まれております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	490	426
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	426	379
契約負債（期首残高）	162	208
契約負債（中間期末（期末）残高）	208	209

契約負債は「その他（流動負債）」に計上しております。契約負債は主にカード年会費のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しされます。

前中間会計期間に認識した収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていた金額は158百万円であります。

当中間会計期間に認識した収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていた金額は135百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「金融サービス事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業は金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 2025年2月28日	当中間会計期間 2025年8月31日
1株当たり純資産額	142,399,921.93円	146,696,008.52円

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 自 2024年3月1日 至 2024年8月31日	当中間会計期間 自 2025年3月1日 至 2025年8月31日
1株当たり中間純利益	7,572,317.81円	6,447,981.59円
(算定上の基礎)		
中間純利益(百万円)	3,407	2,901
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(百万円)	3,407	2,901
普通株式の期中平均株式数(株)	450	450

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
- 事業年度
(第43期)
- 自 2024年3月1日
至 2025年2月28日
- 2025年5月28日
関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月23日

ポケットカード株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所				
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白	田	英 生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加	藤	亜 紀 子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポケットカード株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第44期事業年度の中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ポケットカード株式会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。